

保育料表

令和2年度 松江市保育所保育料表(月額/円)

多子軽減	世帯の階層区分(父母の市町村民税額合算)		保育料			
	階層	定義	3歳未満児(注3)		3歳以上児(注3)	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
	1	生活保護等世帯(注1)	0	0	0円 (幼児教育・保育の無償化により保育料は無償となります)	
	2B	ひとり親等の世帯(注2)	0	0		
非課税世帯 第2子無料	2	市町村民税非課税世帯	0	0		
所得割課税額 57,699円以下の世帯 (兄弟の年齢上限なし) 第2子半額 第3子以降無料	3B	ひとり親等の世帯(注2)	1,500	1,450		
	3	均等割のみの世帯	4,000	3,900		
	4B~6B	ひとり親等の世帯(注2)77,100円以下	2,000	1,900		
	4	所得割課税額 48,600円未満	7,000	6,800		
	5	所得割課税額 48,600円以上~72,800円未満	10,000	9,800		
	6	所得割課税額 72,800円以上~97,000円未満	13,000	12,700		
	7	所得割課税額 97,000円以上~115,000円未満	19,000	18,600		
	8	所得割課税額 115,000円以上~133,000円未満	25,000	24,500		
	9	所得割課税額 133,000円以上~151,000円未満	30,000	29,400		
	10	所得割課税額 151,000円以上~169,000円未満	35,000	34,400		
	11	所得割課税額 169,000円以上~202,000円未満	40,000	39,300		
	12	所得割課税額 202,000円以上~235,000円未満	44,000	43,200		
	13	所得割課税額 235,000円以上~301,000円未満	48,000	47,100		
	14	所得割課税額 301,000円以上~349,000円未満	52,000	51,100		
	15	所得割課税額 349,000円以上~397,000円未満	56,000	55,000		
	16	所得割課税額 397,000円以上	60,000	58,900		

(注1)生活保護等世帯とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯です。

(注2)ひとり親等の世帯とは、ひとり親世帯と、障がい者手帳等の交付をうけている同居家族がいる世帯です。

(注3)年齢区分は、令和2年4月1日時点での年齢によります。年度途中で3歳になっても保育料は変わりません。

【多子軽減】

- ・小学校6年生以下の兄・姉が2人以上いる園児の保育料は無料になります。(※松江市独自の制度)
- ・同時に2名の児童が保育所等に入所している場合は、2人目の保育料は半額になります。
- ・11~16階層の世帯については2人の保育料の合計額が下記金額となるようさらに2人目の保育料を減額します。

11~13階層 55,000円 14階層 60,000円 15階層 65,000円 16階層 70,000円

- ・所得割額57,699円以下の世帯は、兄弟の年齢にかかわらず第2子は半額、第3子以降は無料になります。
- ・ひとり親等の世帯(注2)で所得割額が77,100円以下であれば第2子以降は無料になります。